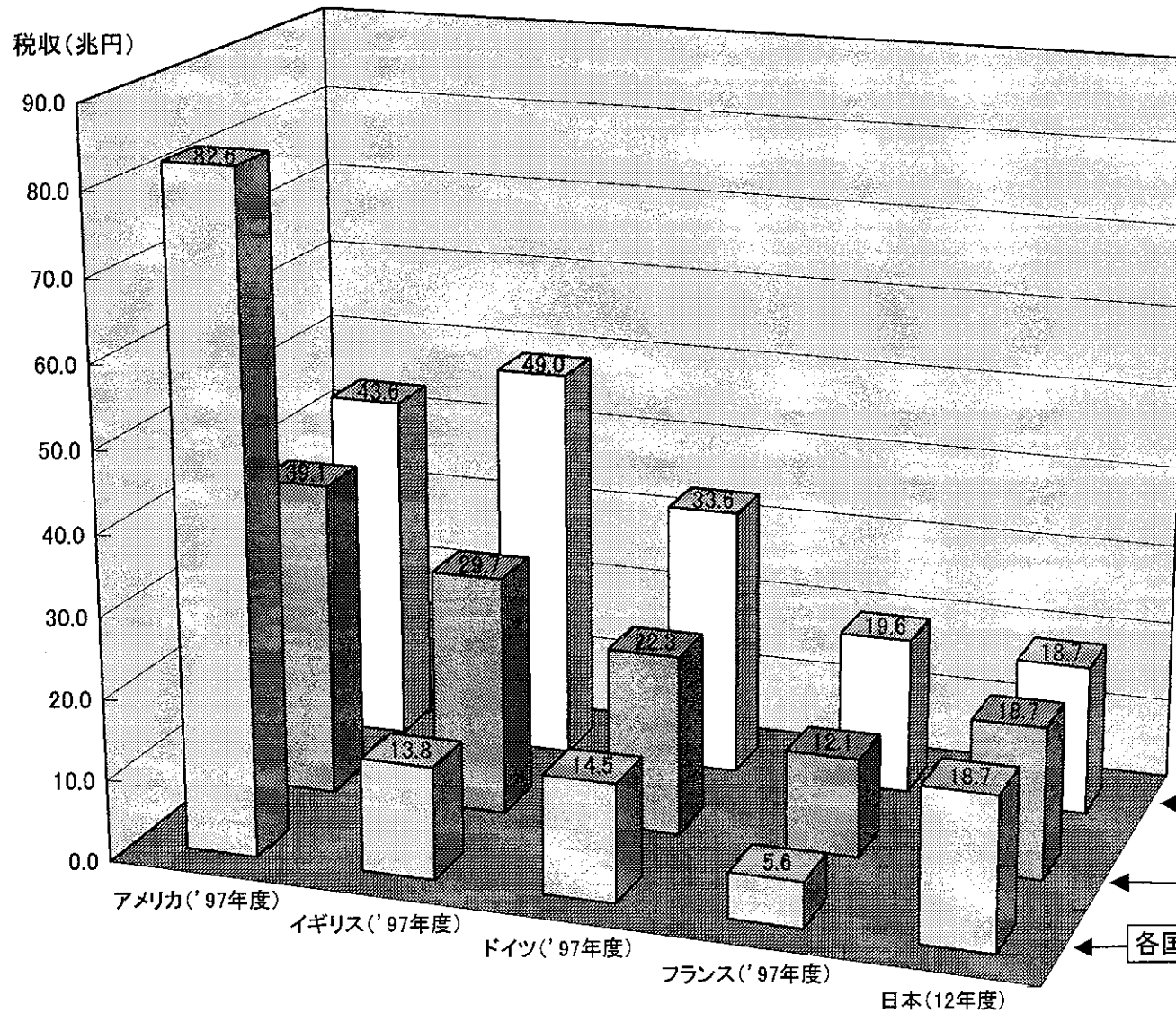
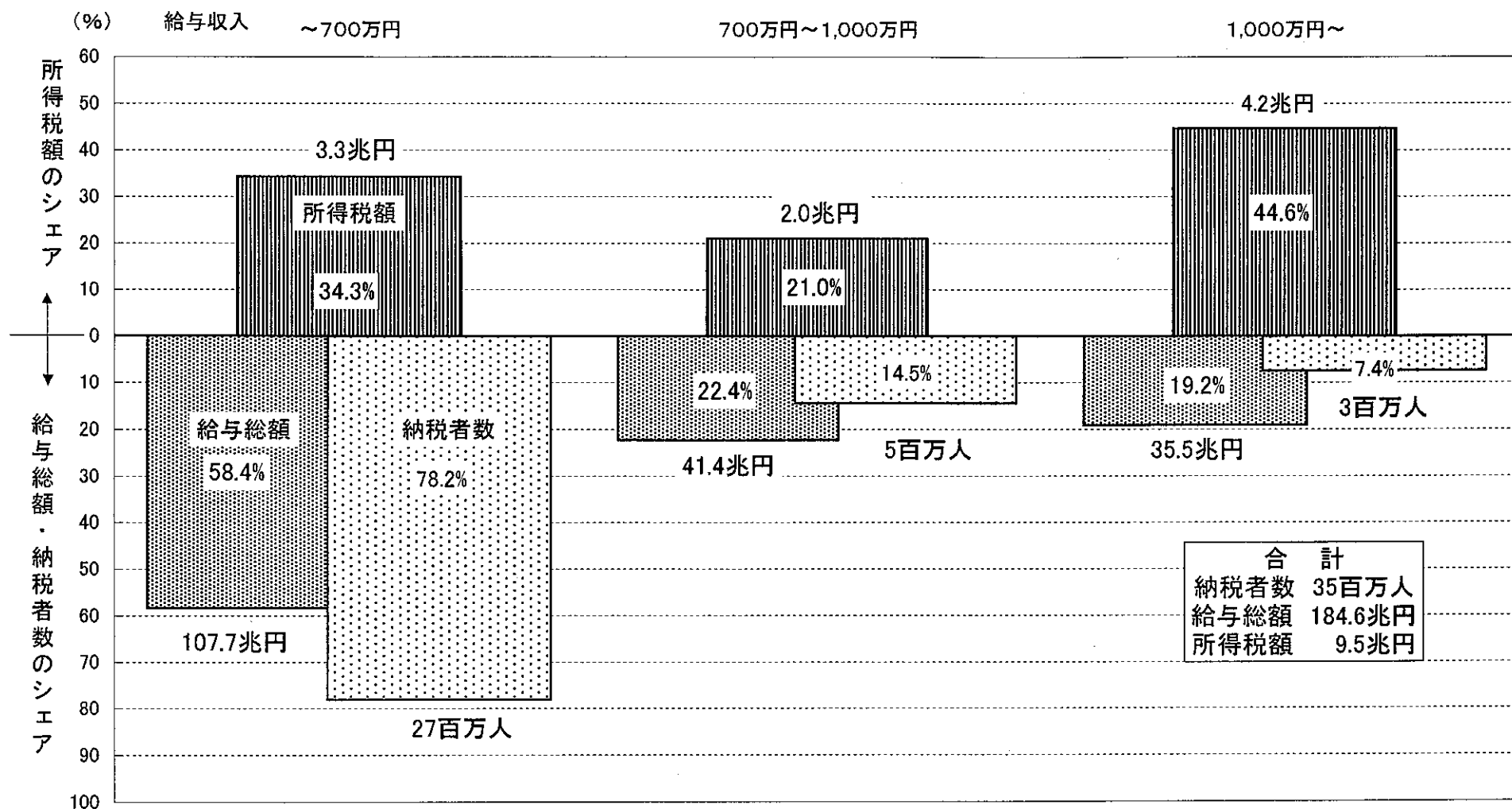


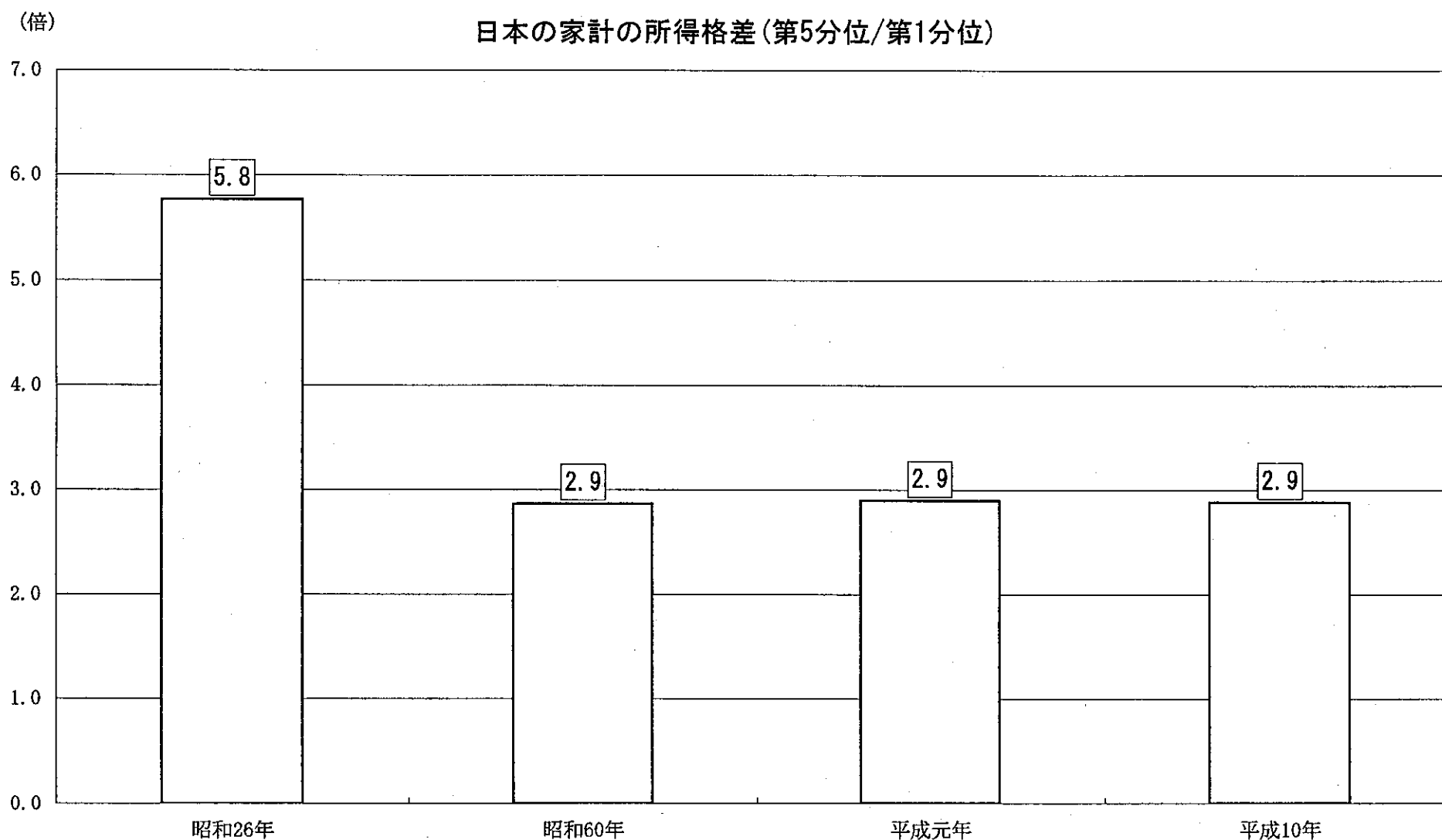
主要国の個人所得税収



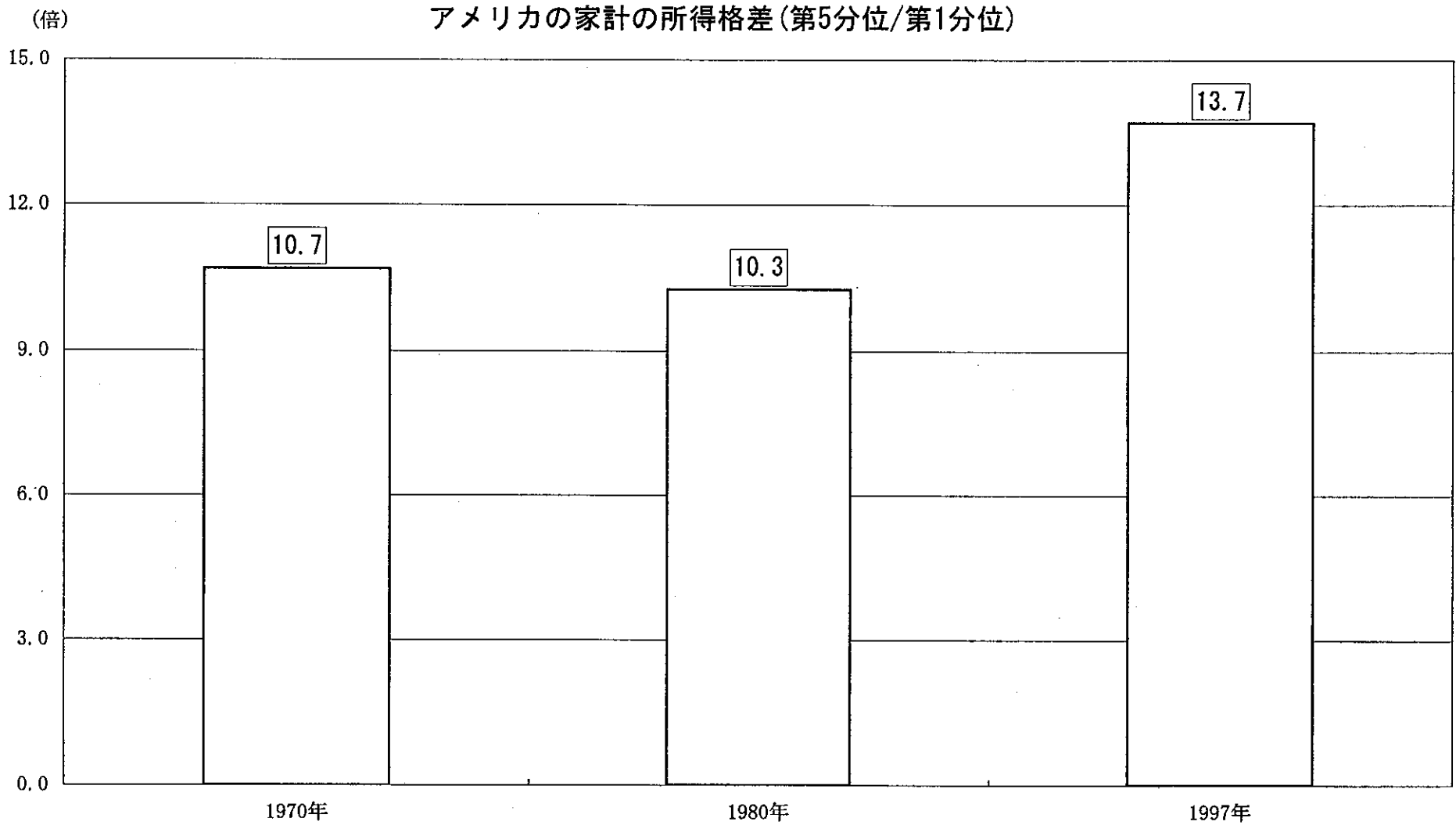
給与収入階級別の所得税の納税者数、給与総額及び所得税額のシェア(平成10年分「民間給与の実態」から)



(注) 1年を通じて勤務した給与所得者(年末調整を行わなかった者を含む。)である。



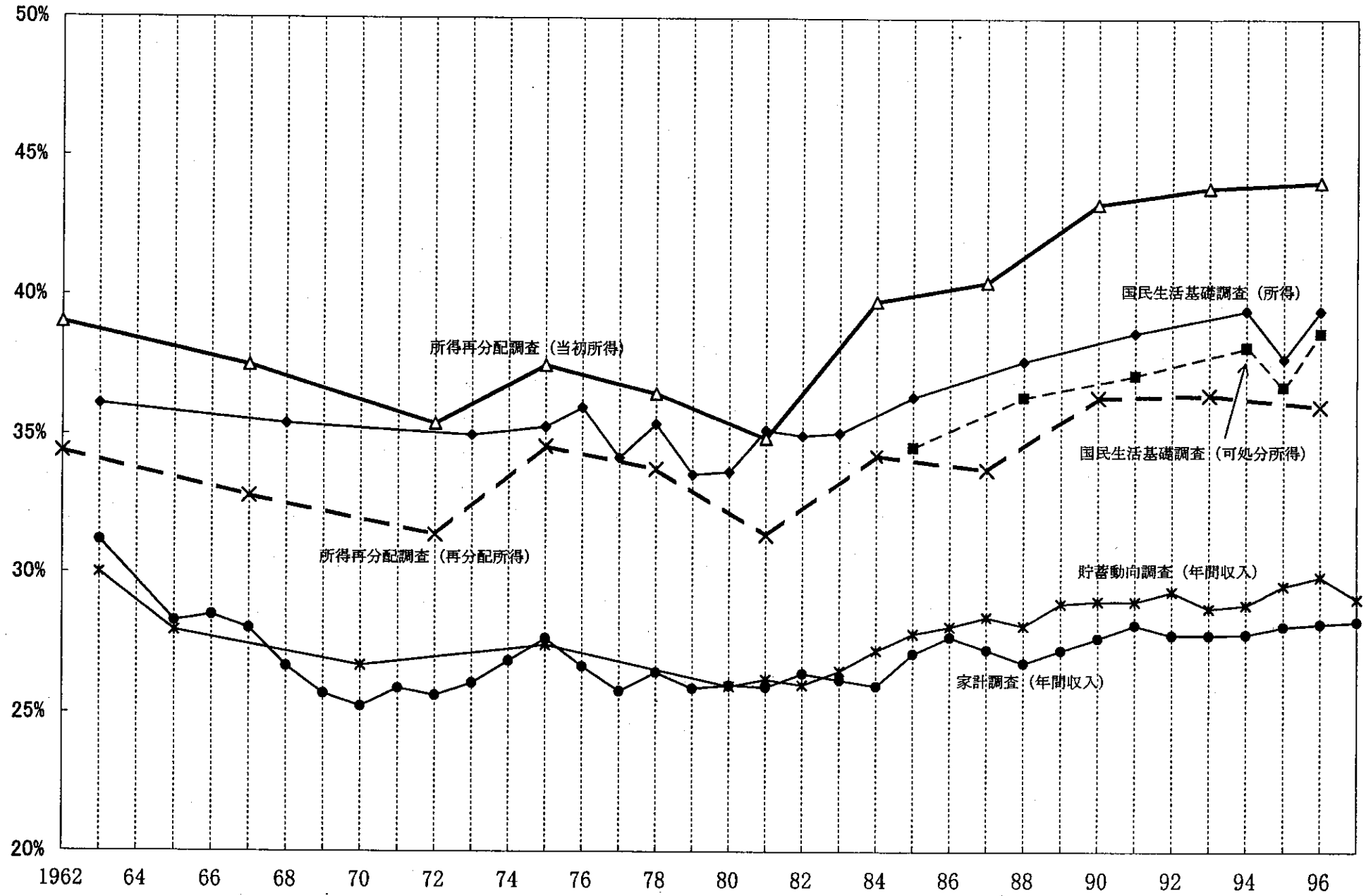
(注) 第5分位は、所得を低いものから高いものへと順に並べて五等分した場合の最も高いグループであり、第1分位は最も低いグループである。
(備考) 家計調査全国勤労者世帯の年平均1カ月間の実収入についての比較。



(注)第5分位は、所得を低いものから高いものへと順に並べて五等分した場合の最も高いグループであり、第1分位は最も低いグループである。
(備考)CURRENT POPULATION REPORTSより作成。全世帯の計数。

各種統計におけるジニ係数の推移

ジニ係数

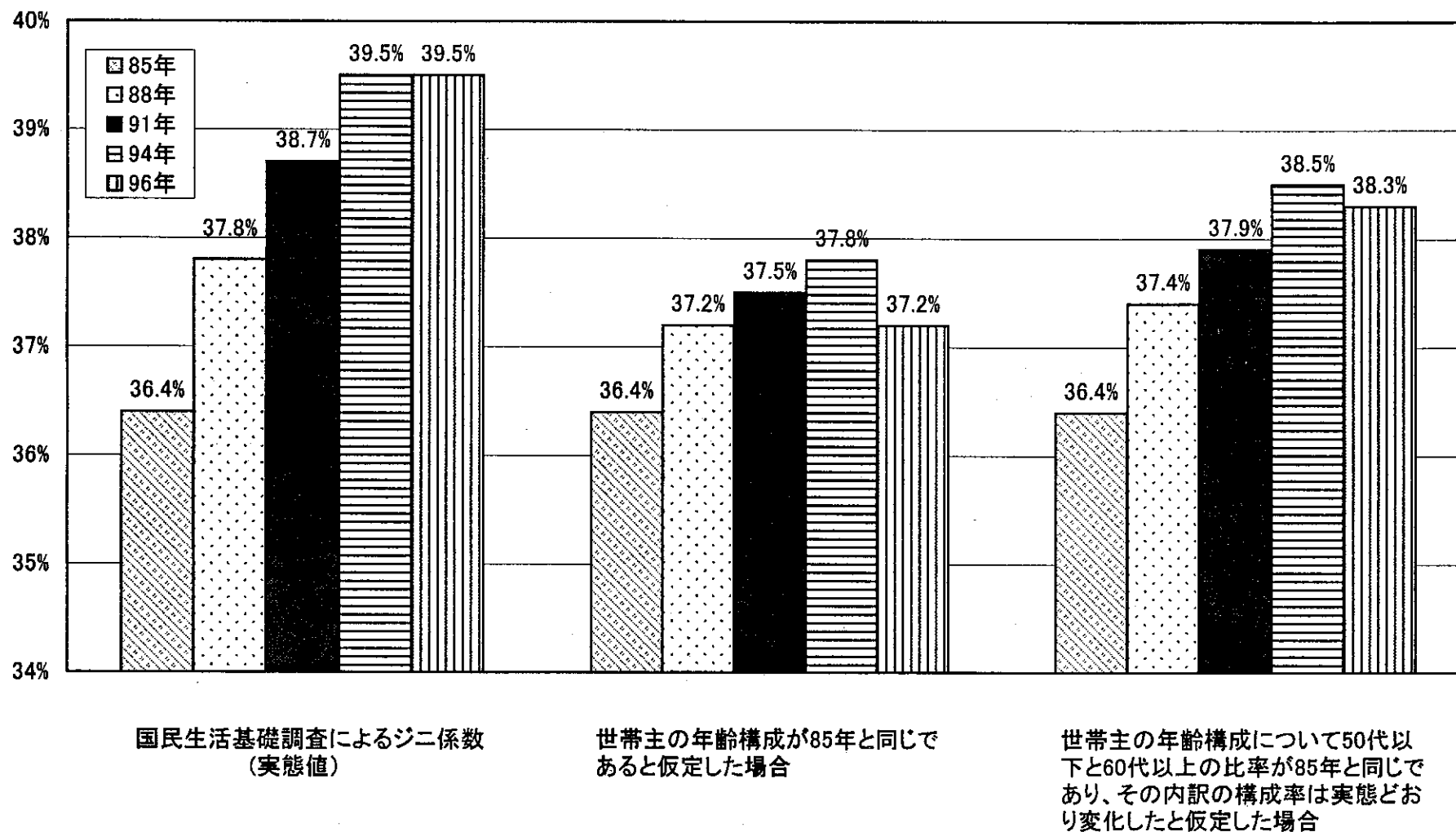


(出典) 経済企画庁「新国民生活指標(平成11年)」

(備考)

1. 国民生活基礎調査は、85年までは、厚生省「国民生活基礎調査」に関する総合的研究報告書により作成。
88年以降は、厚生省「国民生活基礎調査」の所得及び可処分所得階級より推計。
2. 所得再分配調査は、厚生省「所得再分配調査」より作成。
3. 家計調査及び貯蓄動向調査は、総務庁「家計調査」及び「貯蓄動向調査」の年間収入5分位より推計。
4. それぞれの調査の対象
(所得の範囲)＝公的年金などを含み、拠出があるほうがジニ係数は低くなる
 - (1) 国民生活基礎調査
 - 所得＝稼働所得＋公的年金＋財産所得＋年金以外の社会保障給付＋仕送りなどでほぼ税引き前収入にあたる。
 - 可処分所得＝所得－(所得税＋住民税＋社会保険料＋固定資産税)であり、ほぼ手取り収入にあたる。
 - (2) 所得再分配調査
 - 当初所得＝雇用者所得＋仕送りなどで私的給付などであり、公的年金は含まれない。
 - 再分配所得＝当初所得＋社会保障による給付－税や社会保険料の拠出
 - (3) 家計調査
 - 年間収入＝過去1年間の現金収入
 - (4) 貯蓄動向調査
 - 年間収入＝勤め先収入や株式配当、仕送り金など(世帯の範囲)＝単独世帯を含むほうが一般的にジニ係数は高くなる。
 - (1) 国民生活基礎調査
単独世帯や農家世帯も含む
 - (2) 所得再分配調査
単独世帯や農家世帯も含む
 - (3) 家計調査
単独世帯や農家世帯を含まない
 - (4) 貯蓄動向調査
単独世帯や農家世帯は含まない
5. 以上のように範囲が異なるため、ジニ係数の値は、
所得再分配調査(当初所得)＞国民生活基礎調査(所得)＞所得再分配調査(再分配所得)、国民生活基礎調査(可処分所得)
＞貯蓄動向調査、家計調査となる傾向がある。

ジニ係数に係る高齢化要因について

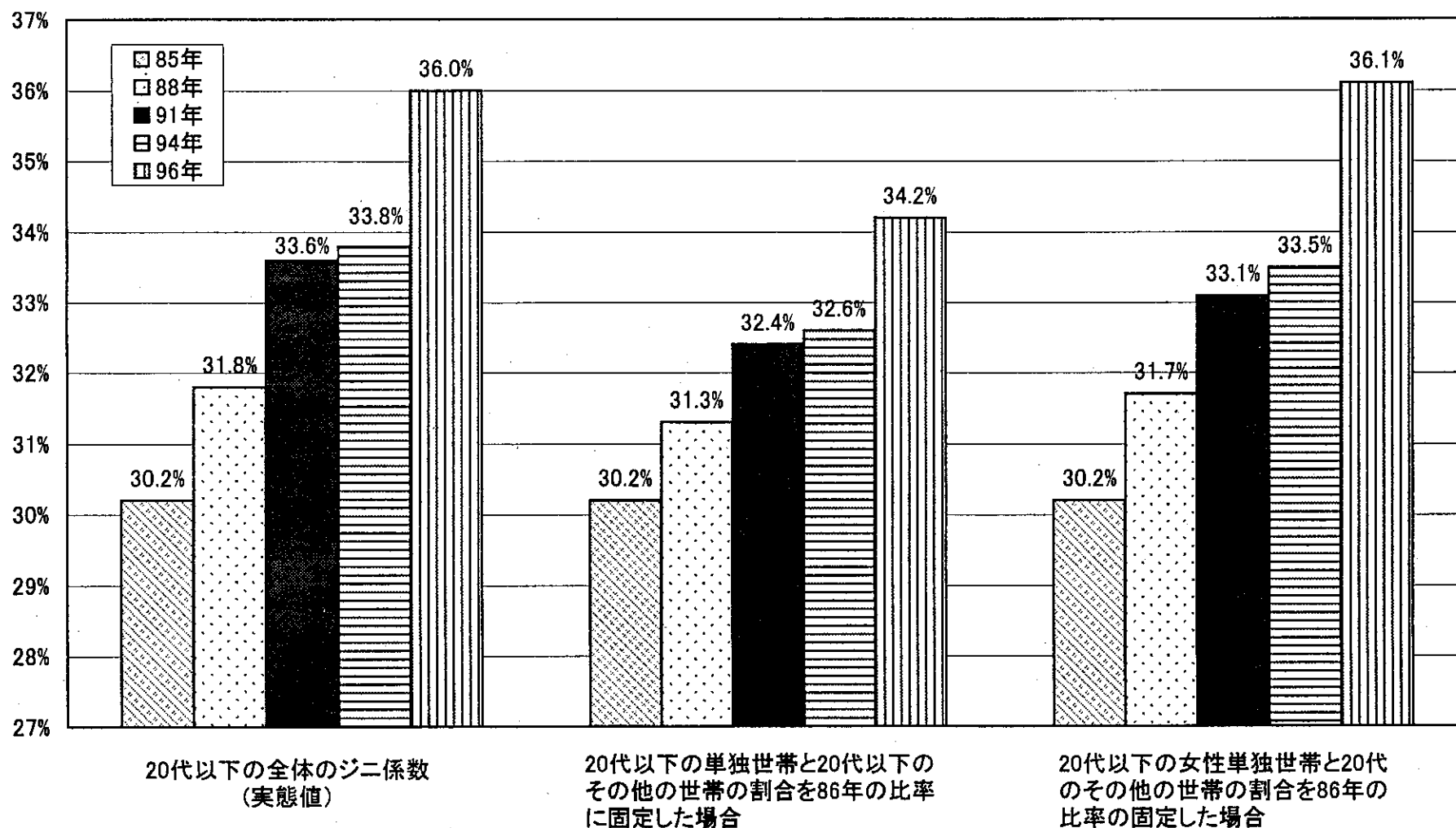


(出典) 経済企画庁「新国民生活指標(平成11年)」

(備考) 1. 厚生省「国民生活基礎調査」の所得階級別数値より作成

2. 世帯主年齢構成を固定する手法は、20代から70代までの世帯主の10歳ごとの年齢別の構成比率を変えないとした上で、年齢層内所得分布は実際と同じように推移すると仮定して計算。

ジニ係数に係る単独世帯の割合の高まりについて

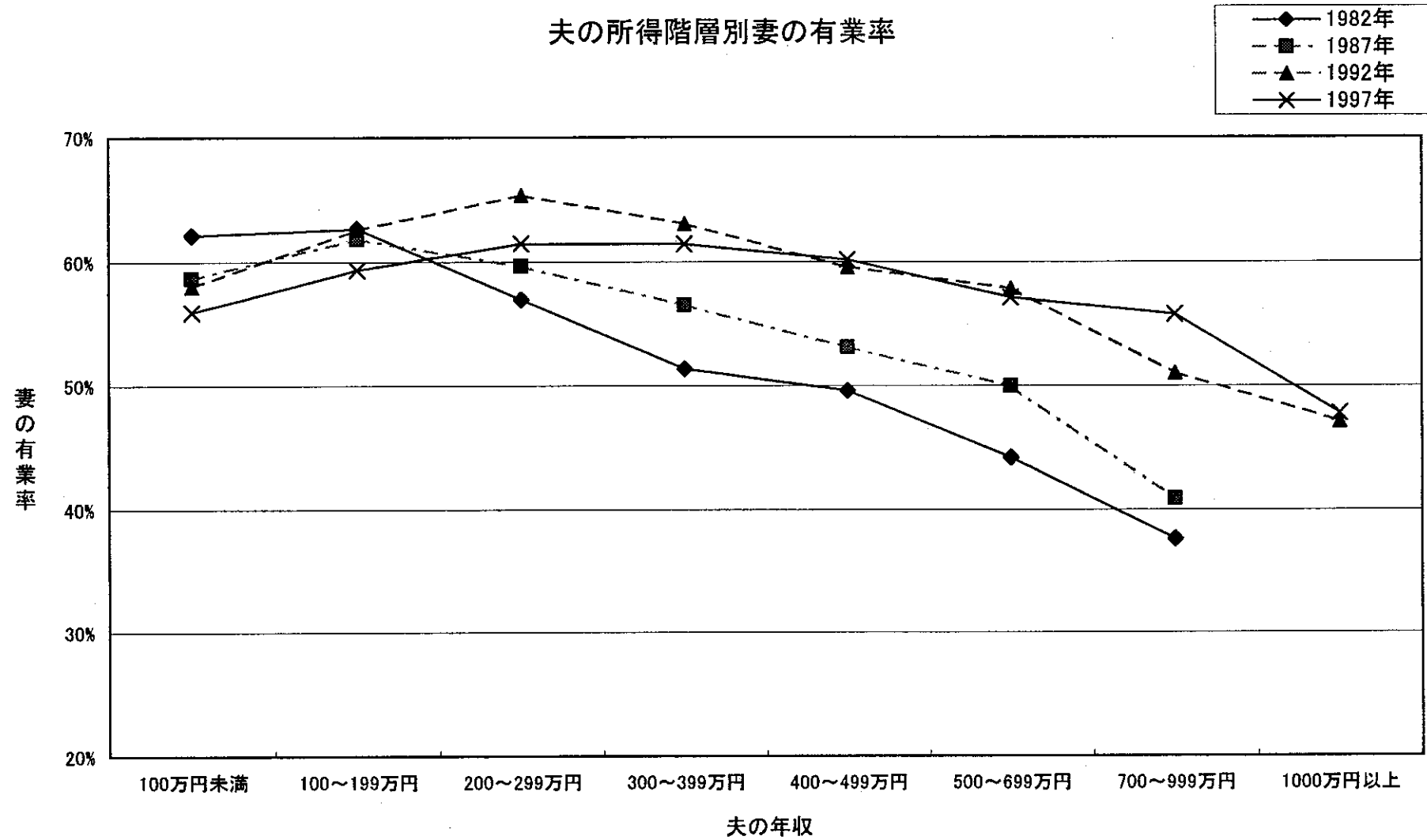


(出典) 経済企画庁「新国民生活指標(平成11年)」

(備考) 1. 厚生省「国民生活基礎調査」により作成

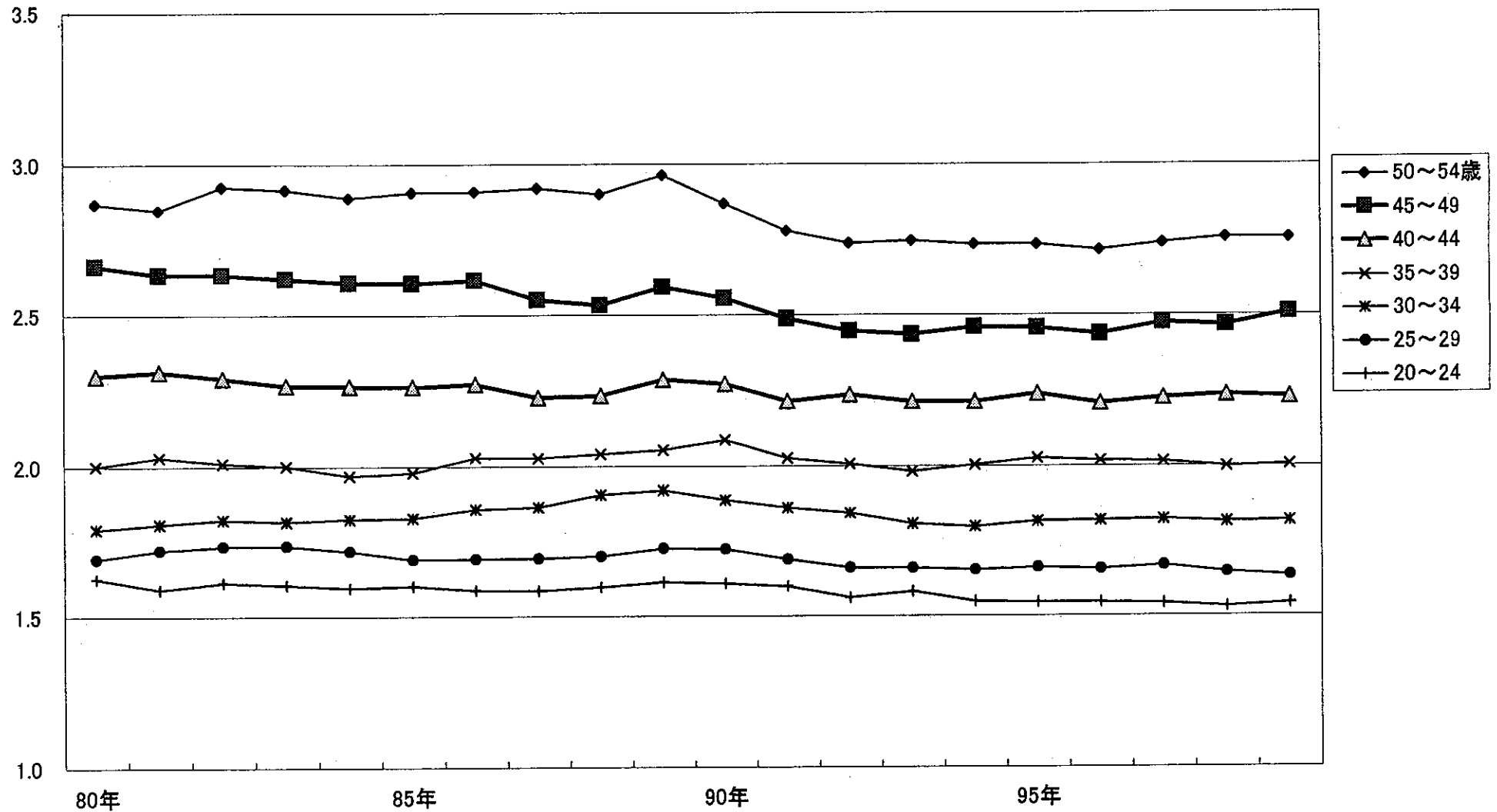
2. 20代以下の単独世帯と20代以下のその他の世帯の割合を固定する手法については、20代の単独世帯とその他の世帯の構成比を86年に固定する。その構成比に基づいて、対象世帯を算出して、ジニ係数を求めた。

夫の所得階層別妻の有業率



(備考) 総務庁「就業構造基本調査」により作成

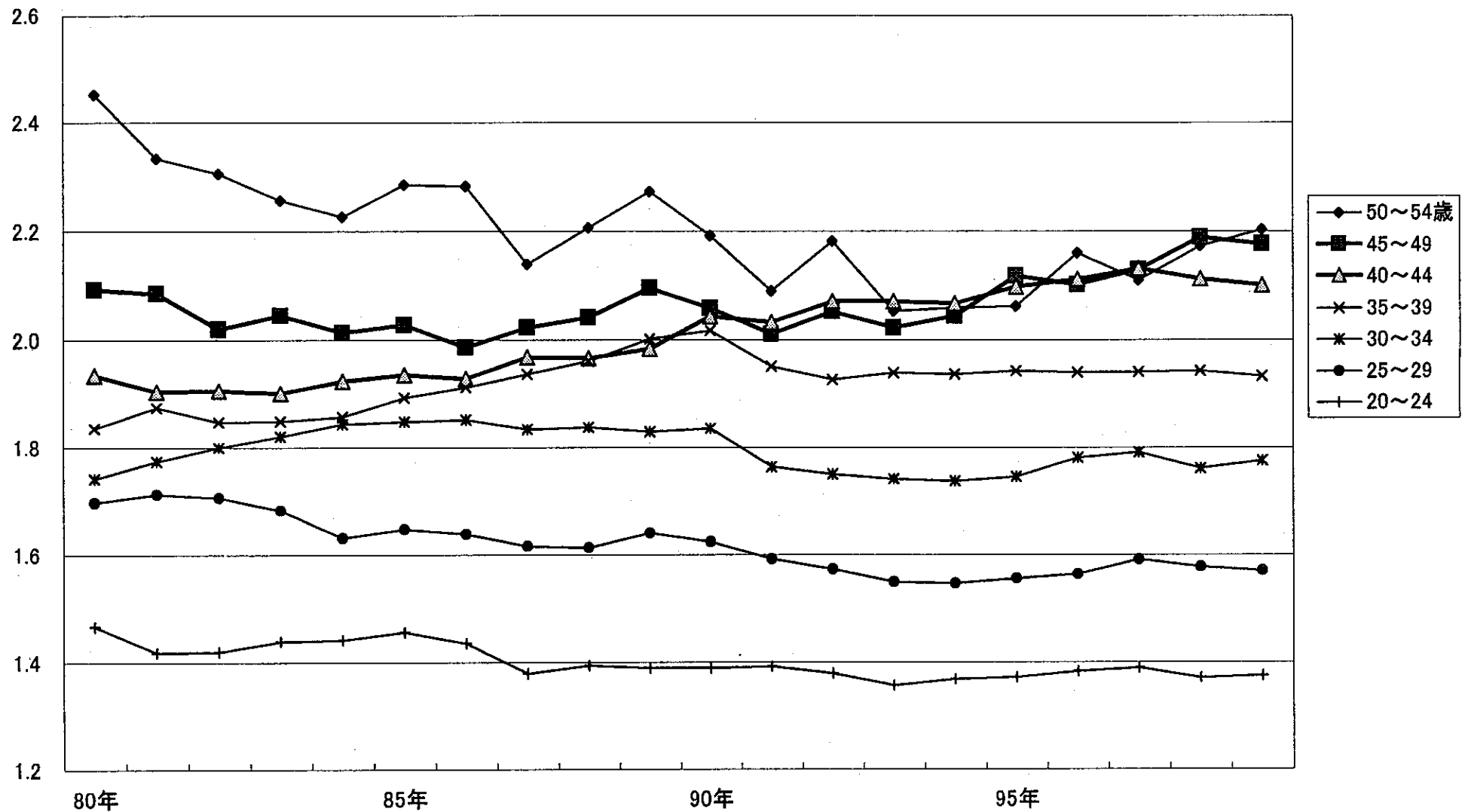
男性の年齢内賃金格差



(備考)

1. 労働省「賃金構造基本統計調査報告」により作成
2. 賃金格差=第9・十分位数/第1・十分位数

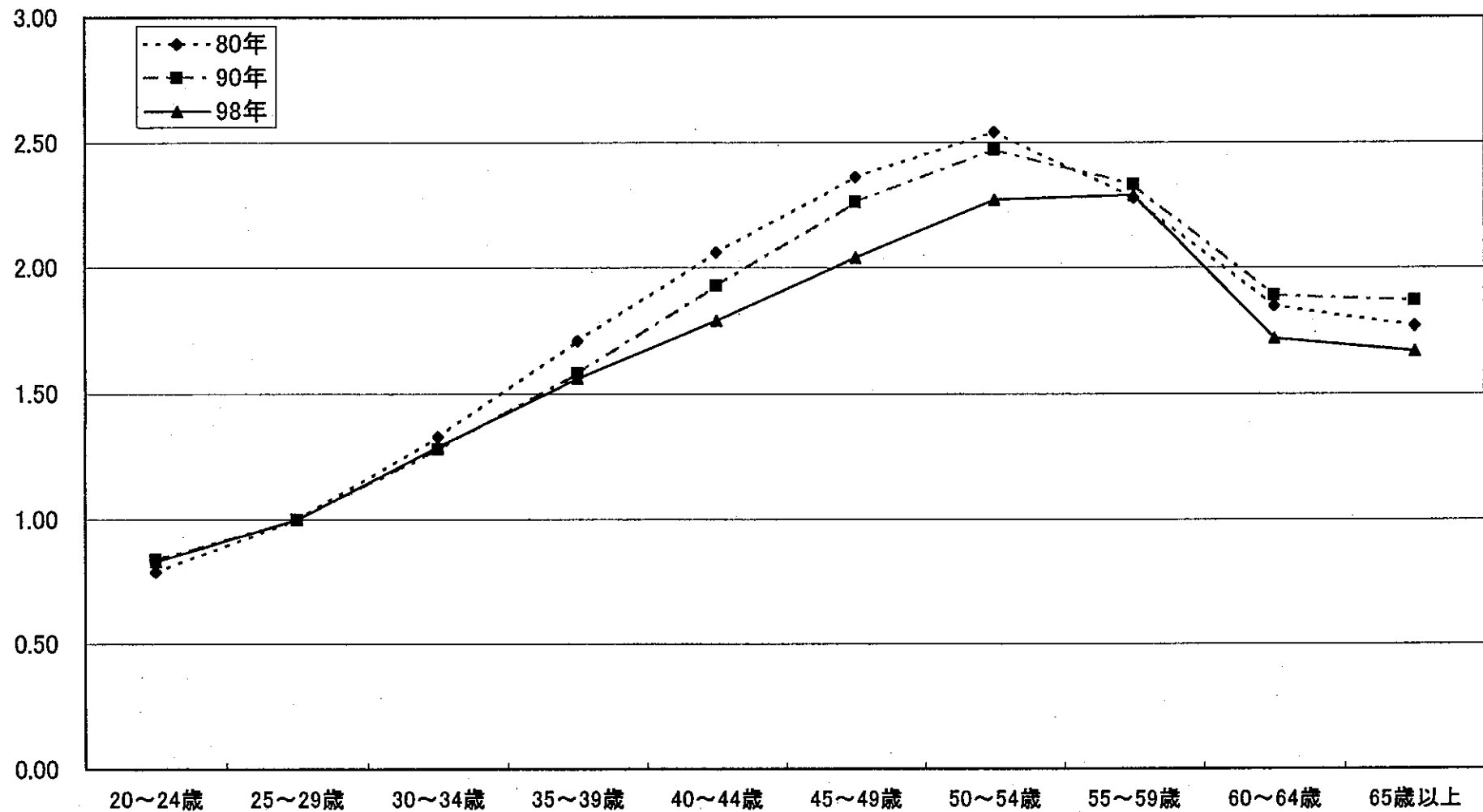
大卒男性の年齢内賃金格差



(備考)

1. 労働省「賃金構造基本統計調査報告」により作成
2. 賃金格差＝第9・十分位数／第1・十分位数

大卒男性の年功賃金の動向



(出典) 経済企画庁「国民生活白書(平成11年度)」

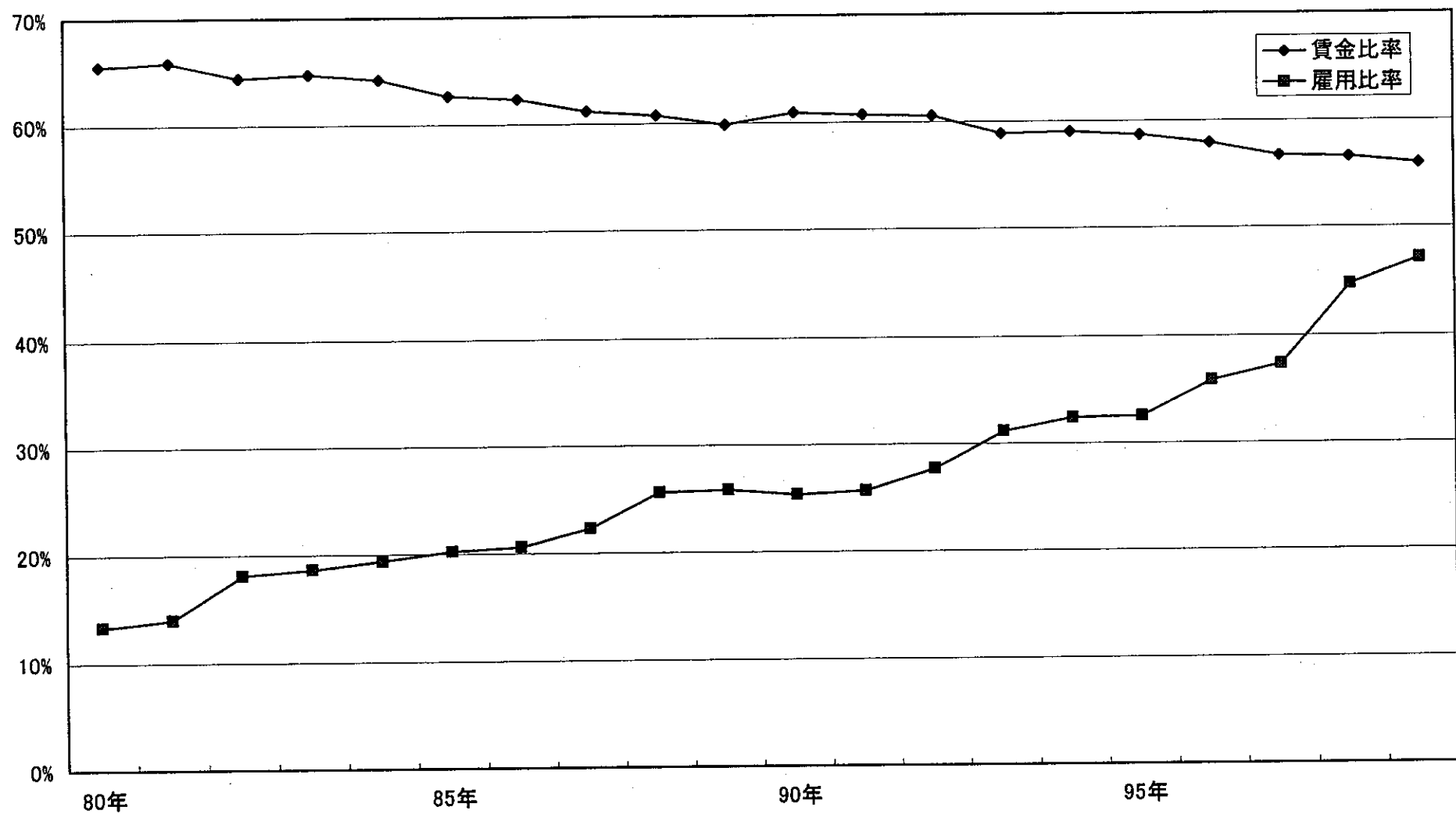
(備考) 1. 労働省「賃金構造基本統計調査報告」により作成

2. 男性大卒の所定内給与額

3. 産業計、企業規模計

4. 各年とも、25~29歳を1とした指数

女性パート労働者の女性フルタイム労働者に対する賃金・雇用比率



(備考)

1. 労働省「賃金構造基本統計調査報告」により作成
2. 賃金比率＝パート労働者の1時間当たりの賃金(賞与等を含む) / フルタイム労働者の1時間当たりの賃金(賞与等を含む)
3. 雇用比率＝パート労働者の数 / フルタイム労働者の数

世帯構成に応じた課税最低限の状況

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3,684千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,277千円	257千円	380千円	380千円	380千円	380千円	630千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2,698千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除
989千円	189千円	380千円	380千円	380千円	380千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 2,095千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
808千円	147千円	380千円	380千円	380千円

(独身の給与所得者の場合 1,107千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	77千円	380千円

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）

（夫婦子2人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	3, 6 8 4 千円	2 1, 8 8 3 ドル	6, 3 0 5ポンド	6 4, 1 5 3マルク	1 6 3, 5 4 3フラン
円 建	3, 6 8 4 千円	2, 4 5 0 千円	1, 1 3 4 千円	3, 8 4 9 千円	2, 9 4 3 千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 6 9 8 千円	1 9, 0 8 3 ドル	6, 3 0 5ポンド	5 2, 0 0 3マルク	1 4 1, 3 1 9フラン
円 建	2, 6 9 8 千円	2, 1 3 7 千円	1, 1 3 4 千円	3, 1 2 0 千円	2, 5 4 3 千円

（夫婦のみの給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 0 9 5 千円	1 2, 9 5 0 ドル	6, 3 0 5ポンド	3 6, 5 0 5マルク	1 1 9, 1 1 2フラン
円 建	2, 0 9 5 千円	1, 4 5 0 千円	1, 1 3 4 千円	2, 1 9 0 千円	2, 1 4 4 千円

（独身の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1, 1 0 7 千円	7, 2 0 0 ドル	4, 3 3 5ポンド	1 9, 4 9 5マルク	7 4, 6 8 2フラン
円 建	1, 1 0 7 千円	8 0 6 千円	7 8 0 千円	1, 1 6 9 千円	1, 3 4 4 千円

（備考）

1. 日本は、夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を16歳以下として計算している。
3. 諸外国は平成12年1月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル＝112円、1ポンド＝180円、1マルク＝60円、1フラン＝18円。

課税最低限の内訳及び算出方法

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定扶養控除
(1,277千円)	(257千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)	(630千円)
給与収入 3,684 千円						

(注) 夫婦子2人の場合(子のうち1人は特定扶養親族に該当)

$$\begin{array}{rcl}
 X & - & (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.07 - 2,150,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \text{基礎控除} \\
 & & \text{配偶者控除} \\
 & & \text{配偶者特別控除} \\
 & & \text{扶養控除}
 \end{array}$$

これを解くと $X \approx 3,684$ 千円

課税単位の類型

類 型			考 え 方
稼 得 者 単 位			稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	均等分割法 (2分2乗課税)	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国：アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		不均等分割法 (n分n乗課税)	夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス(家族除数制度))
	合 算 非 分 割 課 税		夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から稼得者単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と稼得者単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法(Married Women's Property Act 1882)により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

課税単位についての各国比較（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
各国の 課税 単位	個人単位	個人単位又は夫婦単位 $\underbrace{\text{個人単位} \quad \text{二分二乗}}_{\text{選択}}$ （複数税率表）	個人単位	個人単位又は夫婦単位 $\underbrace{\text{個人単位} \quad \text{二分二乗}}_{\text{選択}}$ （単一税率表）	夫婦及び子供（家族） 単位 $n \text{ 分 } n \text{ 乗}$
（参考） 民法上 の 考え方	夫婦別産制	財産制度は各州で 異なる アンглоサクソン系の州 → 別産制 ラテン系の州 → 共有財産制	夫婦別産制	原則別産制 （財産管理は独立、財 産全体の処分は他方 の同意必要）	法定共通制 （夫婦双方の共通財産 と特有財産が併存）

（備考）OECD加盟国29カ国中、個人単位を採用している国は25カ国（選択制6カ国含む）である。

課税単位についての各国の沿革（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
現在の課税単位	個人単位	個人単位又は夫婦単位 個人単位 } の選択 二分二乗 } (複数税率表)	個人単位	個人単位又は夫婦単位 個人単位 } の選択 二分二乗 } (単一税率表)	夫婦及び子供(家族)単位 n分n乗
民法上の考え方	夫婦別産制	財産制度は各州で異なる アングロサクソン系の州 — 別産制 ラテン系の州 — 共有財産制	夫婦別産制	原則別産制 (財産管理は独立、財産全体の処分は他方の同意必要)	法定共通制 (夫婦双方の共通財産と特有財産が併存)
沿 革	1887年 ・ 所得税創設 (世帯単位合算非分割主義) 1950年 ・ 個人単位主義を採用 ・ 資産所得等の合算制度 ①資産所得合算(翌年廃止) ②専従者給与の事業者への合算 ③扶養控除を受ける親族の所得の合算(翌年廃止) 1957年 ・ 一定の高額所得者に限り資産所得合算復活 ※1989年廃止 1961年 ・ 配偶者控除新設	1913年 ・ 所得税創設 (個人単位主義) 1948年 ・ 二分二乗方式の選択的採用 1951年 ・ 独身世帯主用税率表を新設 1969年 (1971年実施) ・ 独身者用税率表を新設 ・ 共同申告書を提出する夫婦用税率表を新設 1981年 ・ 共稼ぎ控除制度を新設 ※1987年廃止	1799年 ・ 所得税創設 (夫婦単位合算非分割主義) 1914年 ・ 夫・妻各々が分離査定を選択しうる制度を採用 1920年 ・ 妻のための勤労所得特別控除制度新設 1968年 ・ 子女の投資所得の合算制度を導入 ※1972年廃止 1971年 (1972年実施) ・ 妻の勤労所得の分離課税の選択的採用 1988年 (1990年実施) ・ 個人単位主義へ移行 (夫婦者控除創設) 1999年 (2000年実施) ・ 65歳未満の夫婦について夫婦者控除廃止	1920年 ・ 連邦所得税制度創設 (世帯単位合算非分割主義) 1921年 ・ 妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる所得等について独立課税を採用 ※1934年廃止 1941年 ・ 妻の所得のうち夫と無関係の事業から得られる従属的労働所得について独立課税を採用 1958年 ・ 二分二乗方式と個人単位方式の選択的採用 1964年 ・ 子女の所得の合算を廃止	1914年 ・ 一般所得税創設 (世帯単位合算非分割主義) ※ただし家族数に応じた控除あり 1945年 ・ 家族除数方式 (n分n乗方式) の採用 1982年 ・ 家族除数方式の適用による税額の軽減に上限設定 1983年 ・ 納税義務を夫の単独責任から夫婦の連帯責任へ変更

主要国の課税単位と基礎的な人的控除（未定稿）

		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス											
課 税 単 位		個人単位	個人単位、夫婦単位の選択 ⇒ 個別課税又は合算課税（夫婦共同申告）の選択。合算課税の場合は、個別課税と税率は同一であるが、ブラケットを2倍にした税率表が適用される。	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択 ⇒ 二分二乗方式（合算分割課税）を選択したときは、夫婦の課税所得を合算し、その半額につき税率表を適用して算出した税額を2倍する。	世帯単位（N分N乗） ⇒ N分N乗方式（家族合算分割課税）は、夫婦及び扶養子女の所得を合算し、それを家族除数（注）で除した金額につき税率表を適用して算出した税額に家族除数を乗ずる。											
基 礎 的 人 的 控 除	基 礎 控 除	人的控除 380,000円 《所得控除》	人的控除 2,800ドル （313,600円） 《所得控除》	4,335ポンド （780,300円） 《所得控除》	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 13,067マルク （784,020円） ・ 合算分割課税 26,135マルク （1,568,100円）	なし 税率適用課税所得 26,100 フラン （469,800円）											
	配偶者控除	人的控除 380,000円 《所得控除》 （注）配偶者の所得金額が76万円未満（給与収入141万円未満）である場合には、配偶者特別控除として、その配偶者の所得金額に応じた一定額を所得控除することができる。 （最高380,000円）	人的控除 2,800ドル （313,600円） 《所得控除》 夫婦共同申告を選択した場合に、2,800ドルの2倍の人的控除が認められる（2,800ドルが配偶者控除相当額となる）。	夫婦者控除 197ポンド （35,460円） 《税額控除》 原則として、夫の税額から控除され、控除しきれない部分は妻の税額から控除される。 ただし、選択により、当該控除の全額又は半額を妻の税額から控除することができ、その使用していない部分は夫に譲渡することができる。	なし	なし （注）家族除数 <table><tr><td>・ 独身者</td><td>1</td></tr><tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr><tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr><tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr><tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr><tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr></table> 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。	・ 独身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人
・ 独身者	1																
・ 夫婦者	2																
・ 夫婦子1人	2.5																
・ 夫婦子2人	3																
・ 夫婦子3人	4																
・ 夫婦子4人	5																

(注) 1. 平成12年1月現在の各国の税法による。

2. () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。

1 ドル=112円、1 ポンド=180円、1 マルク=60円、1 フラン=18円

所得税・個人住民税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			所 得 税	個 人 住 民 税
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 8	3 3
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	6 3	4 5
		老人扶養親族（70歳以上）	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特 別 な 人 的 控 除	老年者控除（本人）		5 0	4 8
	障害者控除	障害者（本人、配偶者、扶養親族）	2 7	2 6
		特別障害者（同上）	4 0	3 0
	寡婦控除 （本人）	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除（本人）		2 7	2 6
	勤労学生控除（本人）		2 7	2 6
白 色 事 業 専 従 者 控 除	配偶者	配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

基礎的な人的控除額等の推移（所得税）

	6 1 年 分	6 2 年 分 (6 2 臨 持 法)	6 3 年 分 (6 3 臨 持 法)	元～4 年 分	5・6 年 分	7～9 年 分	1 0 年 分	1 1 年 分	1 2 年 分
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
基 礎 控 除	3 3	3 3	3 3	3 5	3 5	3 8	3 8	3 8	3 8
配 偶 者 控 除									
控 除 対 象 配 偶 者	3 3	3 8	3 3	3 5	3 5	3 8	3 8	3 8	3 8
老 人 控 除 対 象 配 偶 者	3 9	4 4	4 4	4 5	4 5	4 8	4 8	4 8	4 8
配 偶 者 特 別 控 除	—	1 1.2 5	1 6.5	3 5	3 5	3 8	3 8	3 8	3 8
扶 養 控 除									
扶 養 親 族	3 3	3 3	3 3	3 5	3 5	3 8	3 8	3 8	3 8
年 少 扶 養 親 族	—	—	—	—	—	—	—	4 8	—
特 定 扶 養 親 族	—	—	—	4 5	5 0	5 3	5 8	6 3	6 3
老 人 扶 養 親 族	3 9	3 9	3 9	4 5	4 5	4 8	4 8	4 8	4 8
課 税 最 低 限	2 3 7.5	2 6 1.5	2 6 1.9	3 1 9.8	3 2 7.7	3 5 3.9	3 6 1.6	3 8 2.1	3 6 8.4